

# 令和3年度 兵庫県会計年度任用職員（県立学校業務支援員） 採用選考案内

主に補助的・定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和3年10月13日（水）～令和3年10月19日（火） [必着]
- ・試験日 令和3年10月25日（月）
- ・任用期間 令和3年11月1日（月）～令和4年3月31日（木）
- ・勤務場所 兵庫県立神戸高等学校

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県立学校 業務支援員	1人	授業準備等校内での資料印刷、 文書作成・整理等	週9時間（原則 3時間×週3日）

## 2 受験資格

- (1) 令和3年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立神戸高等学校に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時  
令和3年10月25日（月）  
※試験時間は申込み後、別途お知らせします。
- (3) 場所  
兵庫県立神戸高等学校  
〒657-0804 神戸市灘区域の下通1丁目5番1号 TEL:078-861-0434  
〔申込者多数の場合、上記以外の試験日程になることがあります。  
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

## 4 申込先及び申込方法

原則、下記まで郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。  
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

〒657-0804 神戸市灘区域の下通1丁目5番1号  
兵庫県立神戸高等学校 事務室  
[TEL:078-861-0434]

- ※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。
- ※ 84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（宛先は、郵便を受け取れる宛先をご記載ください）。
- ※ なお、10月21日(木)を過ぎても案内が届かない場合は、10月22日(金)までに兵庫立神戸高等学校 事務室まで電話で照会してください。

## 5 合格発表

10月下旬までに合格者及び不合格者へ文書で通知します。

## 6 採用予定時期

- (1) 採用日は原則として令和3年11月1日（月）です。
- (2) 辞退等が生じた場合には、成績上位者から採用します。

## 7 任用期間

令和3年11月1日～令和4年3月31日です。

## 8 勤務条件等

- (1) 報酬：時間額（経験年数により異なる）  
時間額 1,030円～1,090円  
※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。  
※ 報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。  
また、基本給 1,000円と地域手当 30～90円の合計額です。地域手当以外の各種手当（住居手当等の支給はありません）
- (2) 通勤交通費  
通勤に要する交通費については、「会計年度任用職員取扱要領」の定めるところにより、正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）
- (4) 勤務時間  
週9時間（原則 3時間×週3日）
- (5) 休暇  
年次有給休暇（時間単位の取得が可能）。その他、任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり  
「会計年度任用職員取扱要領」の規定に基づき、年次休暇・特別休暇等を付与
- (6) 社会保険等  
雇用保険及び社会保険への加入はありません。
- (7) 災害補償  
公務上の災害（通勤上の災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。
- (8) 条件付採用  
改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。